

クリーンセンター滋賀だより

No. 5

2004年11月

財団法人 滋賀県環境事業公社



4. 内容

1) あいさつ(財)滋賀県環境事業公社副理事長

2) 議事等

(1) 環境監視委員会設置要綱について

環境監視委員会設置要綱の説明があり、その内容を確認しました。

(2) 委員長、副委員長の選任について

環境監視委員会設置要綱第4条にもとづき、委員の互選により、委員長に金谷委員、副委員長に中島(茂)委員および中邨委員が選任されました。

(3) 「クリーンセンター滋賀」事業の概要について

「クリーンセンター滋賀」事業の概要について、事務局から説明を行いました。

(4) 環境監視委員会の業務内容について

環境監視委員会の業務内容(案)について、事務局から内容の説明を行い、質疑の結果、業務内容(案)については、細部の事項については今後詰めていくこととなりました。

(5) 環境監視委員会の公開について

クリーンセンター滋賀環境監視委員会会議の公開に関する方針(案)について事務局から説明を行い、質疑の結果、公表は、会議概要を作成し、ホームページへ掲載するとともに「クリーンセンター滋賀だより」に適宜掲載することとなりました。

(6) 環境影響評価にかかる事後調査について

動物、植物の事後調査実施計画と事後調査結果について事務局から説明を行い、質疑の結果、今後の委員会において、詳細な説明を行うこととなりました。

(7) 次回の委員会について

次回委員会はアセスメント等での住民等の意見を整理し、設計にどのように反映されているのか。また、今後の工事施工における監視ポイント等を議題とすることとなりました。

なお、次回の開催は12月の予定です。

詳細な会議概要につきましては、公社のホームページをご覧ください。

甲賀路も日増しに秋が深まり、初冬の候となりました。10月1日、新たに甲賀市が誕生し、新市長が就任され、地域のさらなる発展が期待されているところです。

(財)滋賀県環境事業公社が計画しています「クリーンセンター滋賀」(産業廃棄物管理型最終処分場)設置事業も、関係市や関係住民のみなさまのご理解とご協力のもと、平成19年の供用開始を目指し、円滑な事業の推進が図れるよう公社職員一同懸命に取り組んでいます。

このような中で地域の方々に安全で、安心していただける施設にするために、「クリーンセンター滋賀環境監視委員会」を設置し、先般初回の委員会を開催しました。

第1回環境監視委員会の開催

第1回環境監視委員会会議概要

- 開催日時 平成16年10月19日(火)
13:30~16:10
- 開催場所 甲賀市甲賀支所 第3会議室
- 出席者(出席委員数 11名/委員数 13名)
委員

学識経験者: 金谷委員

住民代表: 中島(茂)委員、東委員

中邨委員、福島委員、中島(仁)委員

事業者: 西坂委員

滋賀県: 池田委員

甲賀市: 村山委員、服部委員

環境事業公社: 中野委員

事務局

(財)滋賀県環境事業公社(副理事長、事務局長他)



財団法人滋賀県環境事業公社は、県民の生活環境保全のために県内の産業廃棄物の適正な処理を公共関与により行うことを目的とし、県・市町村・関係事業者の出資で設立したものです。

貴重動物の移植

前回の公社だより(No.4)にも、お知らせさせていただきましたように、環境影響評価(アセスメント)に基づき、現地の自然環境保全が必要な希少動物の移植を工事着工前に実施しました。

去る6月19日(土)に、その事業の一環として地元の中学生諸君5名にも、「クリーンセンター滋賀」計画地内に棲息する希少動物であるモリアオガエル(オタマジャクシ)などを、計画地に隣接するため池への移植作業に参加していただきました。

当日は夏空の暑い日にもかかわらず、皆さんには熱心に移植作業をしていただき、厚くお礼申し上げます。

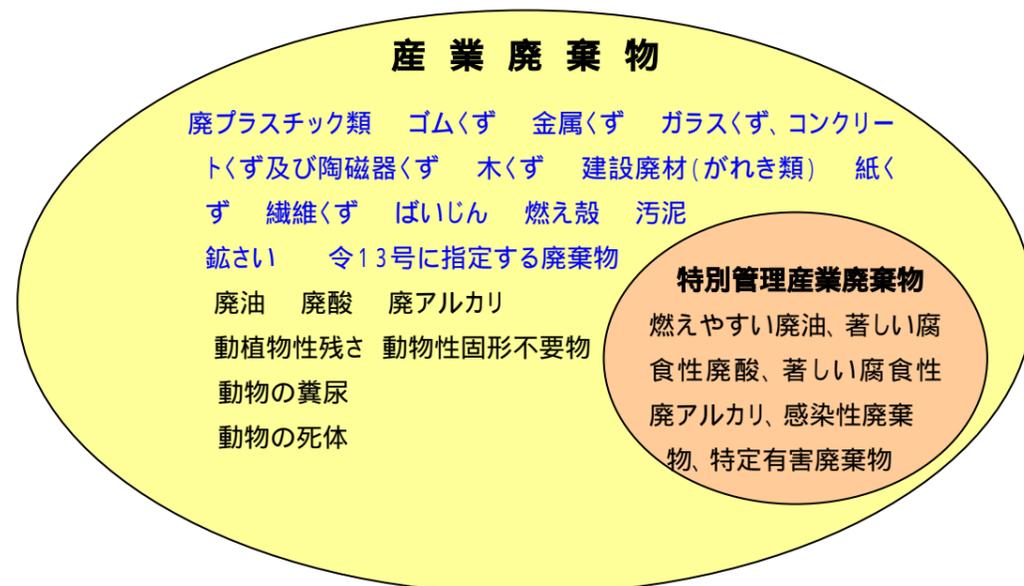


産業廃棄物とは?

下図に示すように、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じたもので、20種類に分類されています。

但し、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物性固形不要物、動物の糞尿、動物の死体、ばいじんについては、特定の事業活動に伴うものが産業廃棄物とされており、排出元の事業種によっては一般廃棄物になる場合もあります。

この20種類の産業廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性及びその他人の健康又は生活環境に係わる被害を生ずる恐れがあるものを特別管理産業廃棄物といたします。



「クリーンセンター滋賀」で受入のできる産業廃棄物は、左記図中の青字で示したものであり、それ以外の種類の産業廃棄物や特別管理産業廃棄物は受入産業廃棄物ではありません。

下の表に、「クリーンセンター滋賀」が受け入れることが出来る産業廃棄物の種類について、その具体的な例を示しました。

受入産業廃棄物名	具体的例示
廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)、合成繊維くず等の合成高分子化合物
ゴムくず	ゴムくず、天然ゴムくず
金属くず	鉄くず、切削くず、研磨くず、ブリキくず、トタンくず等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラスくず、ガラス繊維くず等、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、陶器くず、耐火煉瓦くず、石膏ボード等
木くず	木材・木製品製造業関係の廃木材、建設業に係る建物等の新築、改築又は除去に伴う廃木材等
建設廃材(がれき類)	建設業に係る建物等の新築、改築又は除去に伴うコンクリート片、レンガ破片、ブロック破片等
紙くず	印刷くず、製本くず、裁断くず、建設業に係る建物等の新築、改築又は除去に伴う紙くず等
繊維くず	木綿くず、羊毛くず、布くず、建設業に係る建物等の新築、改築又は除去に伴う繊維くず等
ばいじん	ボイラーや焼却施設等の集塵施設(電気集塵機、バグフィルターやサイクロン等)によって集められたもの等
燃え殻	焼却炉の残灰、コークス灰
汚泥	工場排水処理に伴う汚泥、製造業の製造工程において生じる泥状のもの、下水道汚泥、浄水場沈殿汚泥、ベントナイト汚泥等
鉱さい	高炉・平炉・電気炉からの残渣(スラッグ)、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂等
令13号に指定する廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したコンクリート固形化物等

発行：財団法人滋賀県環境事業公社 甲賀支社
 住所：甲賀市甲賀町大原市場744
 電話番号：0748-88-9191
 FAX番号：0748-88-6322
 メールアドレス aef88910@tree.odn.ne.jp
 ホームページ http://ice.candy.ne.jp/ ie-kankyo/

